

平成29年 第10回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：平成29年 6 月 8 日（木）午前10時00分

場 所：教育委員会室

平成29年6月8日

東京都教育委員会第10回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第41号議案

第28期東京都立図書館協議会委員の委嘱について

2 報 告 事 項

(1) 平成30年度東京都立高等学校入学者選抜の日程について

(2) 平成30年度東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定の日程等
について

(3) 第2回東京都教科用図書選定審議会の答申について

(4) 平成28年度に発生した都内公立学校における体罰の実態把握について

(5) 東京都公立学校教員の懲戒処分について

教 育 長	中 井 敬 三
委 員	遠 藤 勝 裕
委 員	山 口 香
委 員	宮 崎 緑
委 員	大 杉 覚
委 員	秋 山 千枝子

事務局（説明員）

教育長（再掲）	中 井 敬 三
次長	堤 雅 史
教育監	出 張 吉 訓
総務部長	早 川 剛 生
都立学校教育部長	初 宿 和 夫
地域教育支援部長	安 部 典 子
指導部長	増 渕 達 夫
人事部長	江 藤 巧
福利厚生部長	太 田 誠 一
教育政策担当部長	古 川 浩 二
教育改革推進担当部長	増 田 正 弘
特別支援教育推進担当部長	浅 野 直 樹
指導推進担当部長	宇 田 剛
人事企画担当部長	鈴 木 正 一
(書 記) 総務部教育政策課長	岡 部 涉

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから、平成29年第10回定例会を開会します。

本日は、MXテレビ外4社、個人は10名から傍聴の申込みがございました。また、頭撮りについてはMXテレビから申込みがございました。以上について許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、許可いたします。入室させていただきます。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないと行った行為も退場命令の対象となりますので、御留意願います。

議事録署名人

【教育長】 本日の議事録署名人は、大杉委員にお願いします。

前々回の議事録

【教育長】 前々回4月27日の第8回定例会の議事録については、先日配布しまして御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認いただきたいと存じます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、第8回定例会の議事録は承認を頂きました。

前回5月25日の第9回定例会の議事録が机上に配布されています。次回までに御覧

いただき、次回の定例会で承認を頂きたいと存じます。

非公開の決定です。本日の教育委員会の議題のうち、第41号議案及び報告事項（5）については人事等に関する案件ですので、非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——では、ただいまの件については、そのように取り扱います。

報 告

(1) 平成30年度東京都立高等学校入学者選抜の日程について

(2) 平成30年度東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定の日程等について

【教育長】 それでは、報告事項（1）平成30年度東京都立高等学校入学者選抜の日程については、報告事項（2）平成30年度東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定の日程等についてと関連する内容でございますので、一括して都立学校教育部長、説明をお願いします。

【都立学校教育部長】 まず、報告資料（1）平成30年度東京都立高等学校入学者選抜の日程について御説明申し上げます。

本件日程については、例年、入学者選抜の実施日を固定して実施しておりますことから、「1 推薦に基づく選抜」の実施日は1月26日（金）、27日（土）でございます。参考欄の平成29年度入学者選抜の実施日と同じであることが確認できるかと思えます。

次に、「2 学力検査に基づく選抜」の実施日は、（1）から裏面の（4）まで、参考欄の平成29年度入学者選抜の実施日と比べますと1日早い日程になっております。これは、東京マラソンが平成30年2月25日（日）に実施されることの影響を考慮した結果でございます。具体的に申し上げますと、2（1）の第一次募集及び分割前期募集の学力検査を、例えば例年のとおり平成30年2月24日（土）に実施しました場合、個人面接等を実施する学校では、翌日の25日（日）東京マラソンの日に個人面接

等を実施することになり、交通規制などの影響が懸念されます。このため、学力検査の実施日を1日繰り上げ、平成30年2月23日（金）といたしました。

これに伴い、前後の日程も例年より1日繰り上がり、（2）分割後期募集及び全日制第二次募集の学力検査を平成30年3月9日（金）に実施し、（3）定時制第二次募集の学力検査を平成30年3月27日（火）に実施いたします。

裏面の（4）海外帰国生徒対象の選抜の学力検査の実施日も1日繰り上がり平成30年2月16日（金）に実施いたします。参考として、東京都立高等学校入学者選抜学力検査問題出題の基本方針をお示ししております。これまでと同じ基本方針でございます。この基本方針に基づき検査問題を準備していきます。

なお、平成30年度東京都立高等学校入学者選抜の実施内容等の詳細については、本年9月の教育委員会定例会での御報告を予定しております。

続きまして、報告資料（2）平成30年度東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定の日程等について御説明申し上げます。

平成30年度入学者決定の検査実施日は、例年と同じ日程となっております。「1 特別枠募集」は平成30年2月1日（木）、「2 一般枠募集」は平成30年2月3日（土）、「3 海外帰国・在京外国人生徒枠募集」は平成30年1月25日（木）が検査実施日でございます。

「4 募集人員」にございますように、今後、「平成30年度東京都立高等学校等第一学年生徒募集人員」を定め、本年10月に発表を予定しておりますが、参考として、平成29年度入学者決定における募集人員をお示ししてございます。その他詳細については、後日の教育委員会定例会で御報告を予定しております平成30年度東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定に関する実施要綱・同細目に基づき、各校が本年9月頃に募集要項を定める予定でございます。

なお、白鷗高等学校・附属中学校において募集内容の変更を予定しておりますことから、別紙資料「平成30年度募集の都立中高一貫教育校募集内容の変更について」を各区市町村の教育委員会や小学校等に事前に配布をしたいと考えております。変更内容は3点で、いずれも本年3月に取りまとめて御報告いたしました都立白鷗高等学校・附属中学校の教育内容の充実に係る検討委員会報告書に基づいて変更するもので

ございます。

1点目は、これまで立川国際中等教育学校のみで実施してきた海外帰国・在京外国人生徒募集枠を新たに白鷗高等学校・附属中学校においても実施いたします。

2点目は、特別枠募集の変更でございます。これまで白鷗高等学校・附属中学校では、特別枠募集といたしまして区分Aと区分Bを実施してきました。区分Aは国語、算数、英語のいずれかの分野で卓越した能力を持つ者、区分Bは伝統文化の実績のある者を応募資格としておりました。平成30年度からは区分Aの特別枠募集は実施せず、区分Bの日本の伝統文化分野のみとなります。これは、区分Aとして、英検、漢検、数検の有資格者等を対象に選考してきましたが、次の3点目の変更と重なりますが、適性検査Ⅲの導入で、主に理数系の能力を重視して論理的思考力を見るために実施する適性検査で対応できるものであることや、むしろ国語、算数、英語の能力は入学する生徒全員について伸ばしていく必要があることなどの理由から、区分Aの特別枠募集を廃止するものでございます。

3点目は、先ほど御説明しました白鷗高等学校・附属中学校において新たに適性検査Ⅲを実施する件でございますので、説明は省略させていただきます。

繰り返しますが、実施はいずれも今年度を実施いたします平成30年度募集でございます。詳しくは9月1日に学校のホームページで公表する予定にしております。

説明は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明について御意見・御質問がございましたらお願いいたします。

【遠藤委員】 日程ですが、2月23日ということで、25日が東京マラソンですか。これまで何かイベントの都合で入試の日程が前年と変わる、あるいはこれまでずっと一定の日程でやってきたものが変わるということは前例としてあるのでしょうか。

【都立学校教育部長】 近年ではそういう大きな変更はなかったと記憶しております。

【遠藤委員】 御説明の中で、もし24日に例年どおり行くと、25日（日）が東京マラソンで面接等に支障が出るのではないかとということですが、それほど支障が出ると考えておられるのですか。

【都立学校教育部長】 支障の程度の差はあるかと思いますが、私どもは、万が一子供たちが交通機関の乱れによって試験の実施時間に間に合わないことがないように、事前に配慮したものです。

【遠藤委員】 若干納得がいかないのですが、それほどのことなのか、都立高校の入試と東京マラソンがそんなにリンクするのかなと思います。ずっと一定の日程でやってきて、都立高校を受験する子や学校の先生は、こういう日程だろうと思っていたことが1日早まる、高校入試というのは相当緊張して、去年はこうだったからこうだということで考えてやってきたと思います。今の御説明の中で、理由が東京マラソンというのと、えっというような感じがしましたが、これは学校の先生、あるいは都から事前に連絡して説明をしているのでしょうか。今日ここで報告を受けて、それから公表ということになるわけでしょうか。

【都立学校教育部長】 今日この場で御説明させていただいた後に公表を予定しております。

【宮崎委員】 今の遠藤委員に重ねて、イベント優先で入試の方が変更されることが一度行われると、今後も何かあれば入試を動かせばいいということになって、どちらが政策決定の優位にあるべきかというところを見失わなければいいのですが、高校の入試だから譲ってもいいだろうという捉え方になると良くないと思いますので、東京マラソンの日付を変えてもらったらどうですか。それぐらいの政策決定をすべきではないですか。何が大切かということを見失ってはいけないと思います。

【都立学校教育部長】 ありがとうございます。何が大切かという視点は見失わないようにしていきたいと思います。

【教育長】 先にもう決まってしまうからということなのですね。

【都立学校教育部長】 東京マラソンの日程が先に決まっています。そういったことから、あえてその日にぶつけるのではなくて、そこも考慮しての日程を組み立てたということでございます。

【宮崎委員】 今後はそういうイベントをつくるときに、日程を決める前に、そこをきちんと配慮して決めていただくということを、教育庁としても主導性を持って進めてください。

【教育長】 他にいかがでしょうか。

よろしゅうございますか。それでは、本件については報告として承りました。

(3) 第2回東京都教科用図書選定審議会の答申について

【教育長】 次に、報告事項(3)第2回東京都教科用図書選定審議会の答申について、指導部長、説明をお願いします。

【指導部長】 それでは、報告資料(3)を御覧ください。

第2回東京都教科用図書選定審議会答申について御報告をさせていただきます。3月23日第6回定例教育委員会で決定していただきました3点の諮問事項については、報告資料の2枚目でございますが、そのうち「2 教科書調査研究資料について」の諮問事項について、去る5月29日の審議会において答申を得ましたので報告をさせていただきます。

この報告資料1枚目に記書きがございます。読み上げさせていただきます。「諮問のあった教科書調査研究資料は、平成30～31年度使用小学校用教科書の調査研究資料及び平成30～31年度使用特別支援教育教科書の調査研究資料として適切であると認められるので、これに基づいて東京都教育委員会は、教科書の適正な採択を行うとともに、他の採択権者に対しても、これが十分に活用されるよう指導、助言又は援助を行うこと。」このような答申を頂いたところでございます。この資料について、この後、説明をさせていただきます。

次に、「教科書調査研究資料(小学校)」を御覧ください。

5ページに「道徳」として教科書の一覧がありますが、今回の調査研究の対象は「特別の教科 道徳」の教科書で、左側に東書、学図とある8社が発行しております。発行者によっては別冊を出しているところもあるので、1年生から6年生まで合計66冊になります。この66冊について調査をいたしました。

2ページ、3ページを御覧ください。こちらには教科書の調査研究資料の概況をお示ししております。3ページに「3 調査研究の工夫」とありますが、今回の調査では、(1)内容、(2)構成上の工夫の2点について、各教科書の違いが分かるよう

に調査をしております。

まず（１）内容についてですが、教育基本法、学習指導要領の教科の目標、各学年の内容項目や東京都教育委員会の基本方針等を踏まえて調査項目を精査いたしました。調査研究結果については数値データとしてまとめ、さらに、教科書の違いが、より具体的に分かるよう「調査項目の具体的な内容」についても調査をしております。

（２）構成上の工夫についてですが、各教科書の構成等について、特に工夫されている点について、その結果を簡潔にまとめております。

これらについて具体的に御説明をさせていただければと思いますので、７ページを御覧ください。

７ページの「３ 教科書の調査研究」（１）内容のアに調査研究の総括表があります。こちらが総括表に掲載する調査項目をまとめたものでございます。

８ページを御覧ください。イとして、調査項目の具体的な内容とありますが、これが、この調査項目を更に具体的に調査した項目でございます。bからhまでの項目があって、その下に<その他>として*１から*５までございます。この*が付いている項目は、先ほど見ていただいた総括表に掲載している項目以外を個別に調査した内容でございます。

それでは、具体的に見ていただきたいと思いますので、10ページを御覧ください。

10ページの「別紙１」に【（１）内容 ア 調査研究の総括表】として掲載をしております。こちらは各項目の調査結果を数値で表したものでございます。

表の一番右側に「h 役割演技等、体験的な学習を促す設問の数」という項目がございます。道徳科では、学習指導要領解説において、そのねらいを達成できるように、子供たちが問題意識を持って主体的に考え、話し合うことができるように指導方法の工夫について多様な例が示されておりますが、その中に、児童に特定の役割を与えて即興的に演技する役割演技もその一例として挙げられているために、この項目について調査をしております。

この表には設問数を示しております。具体的な設問の記載内容については、59ページに「別紙２－７」【（１）内容 イ 調査項目の具体的な内容 発行者 東書】h 役割演技等、体験的な学習を促す設問として、東京書籍が出した教科書ではこういう

記載があるということをまとめております。

このような形で、10ページで示してありますそれぞれの項目について、別紙の形で示しております。

少し見ていただきますと、11ページには「別紙2-1」b「主として自分自身に関すること」を扱っている教材について、東書ではどう扱っているのかということが示されています。

その次のページを見ていただくと、これは学図がどのように扱っているかということです。このように、8社ありますので、b「主として自分自身に関すること」を扱っている教材についての調査が8ページございます。このような形で見ていただければと思います。

続いて、67ページを御覧ください。67ページの「別紙2-8」から98ページの「別紙2-11」までが先ほどの総括表に掲載した以外の*で示したものを個別に調査研究した結果を示したものでございます。これも8社ございますので、8社それぞれ調査をしております。67ページからが【国旗・国歌の扱い】に関するもの、75ページからは【防災や、自然災害の扱い】に関するもの、83ページからは【性差と家族に関する表現】に関するもの、91ページからは【オリンピック・パラリンピックの扱い】に関するものです。このような形で調査をしております。

99ページを御覧ください。こちらは教科書の構成上の工夫を整理し、「別紙3」としてまとめております。構成上の工夫のうち、2点ほど参考例として御紹介させていただきます。委員の皆様方のお手元にそれぞれ2冊ずつ教科書を御用意しておりますので、実際に手にとって御覧ください。

教科書ごとに付箋が付いていますが、黄色い付箋の付いているページは、教材ごとに設けられた発問や活動例が示されているものでございます。今回の学習指導要領で「議論する道徳」と言われていますが、どういうふうに考えていけばいいか、その設問が記載されているのが、この黄色い付箋の付いているところでございます。

それから、桃色の付箋の付いている部分は、教科書の読み物と併せて学習できる教材が掲載されている箇所でございます。あくまでも一例でございますが、各教科書の違いや特徴が御覧いただけたのではないかと思います。

以上が小学校用の教科書調査研究資料についての説明になります。

続きまして、「特別支援教育教科書調査研究資料」について説明をさせていただきますと思いますので、もう一つの資料を御覧ください。

こちらの資料は、特別支援学校や特別支援学級において文部科学省の検定済教科書又は文部科学省著作教科書以外の教科書を使用できる旨の学校教育法附則第9条の規定に基づき、一般に市販されている図書を調査研究し、審議会において教科書としての使用に適していると判断された図書のリストでございます。調査研究に当たっては、第1回の審議会の答申で示された内容に基づき、学習指導要領の各教科の目標等を踏まえ、児童・生徒の障害の状況や特性等を十分に考慮し、客観的な調査研究資料を得られるよう配慮することを基本方針といたしました。

また、今回は「特別の教科 道徳」の一般図書を新たに調査研究するとともに、その他の種目の音楽、保健・保健体育、技術・職業の3種目の教科書についても、前回、平成28年6月に作成した資料に掲載されていない一般図書について調査研究を行いました。

それでは、今回の調査研究について、この資料はかなり膨大になりますので、報告資料(3)と一緒にクリップで留めてある説明資料を使い、説明をさせていただきます。この資料は、ページの下の左右に①、②と番号を振っておりますので、この番号を使いながら説明させていただきます。

②のページを御覧ください。こちらは調査研究結果と「調査研究資料」への掲載冊数の表です。表の下に二重枠線で計算式をお示ししていますが、この調査のベースになるのは、前回、平成28年度に行った調査研究の結果、掲載されたアの660冊でございます。この660冊のうち絶版等により現段階で供給不能となっているものがイの33冊でございます。これを引いた627冊が前回の調査研究資料に引き続いて今回も掲載される冊数となります。また、今回新たに調査研究を行いました資料は、音楽、保健・保健体育、技術・職業、そして道徳で、ウの欄にございますが、合計42冊になります。この42冊のうち調査研究をした結果、教科書としての使用に適していると判断されたものがエの34冊、適していないと判断されたものがオの8冊でございます。したがって、下の二重枠線内の、先ほどの627冊に、教科書としての使用に適して

いと判断された34冊を加えた661冊が今回の調査研究資料に掲載される冊数となります。これらをお手元の調査研究資料に掲載しております。

次に、調査研究資料の内容について、今の説明資料で御説明します。⑨のページを御覧ください。

【保健・保健体育 発達段階：A】と示してあります。特別支援教育で使用します教科書については、発達段階に合った図書を選定することが非常に重要になりますので、発達段階を考慮した調査研究を行っています。この発達段階については、⑧のページにAからCまでの3段階を枠囲みで示しています。A段階は、「話し言葉はないが、物事への興味や関心が出始め、簡単な物の弁別が可能な段階にあるもの」、C段階は、「簡単な読み書きは可能であるが、学年相応の検定済教科書や文部科学省著作教科書では学習が困難な段階にあるもの」として段階を示しています。

これを前提に⑨を御覧ください。各図書について、発行者、書名、著者、定価等を示していますが、調査の中心は第1回審議会の答申において検討することとされた内容、構成上の工夫の2項目についてでございます。

構成上の工夫については、更に全体の構成や各項目の配列、表記・表現、製本の仕方や耐久性等という三つの観点に照らして調査研究を進め、観点ごとに調査結果をまとめることで、より見やすい資料となるよう工夫をいたしました。

なお、市販の図書を教科書として使用する際の指導上の配慮事項や、その他参考となる事項を一番下のその他の欄において記述しております。

それでは、具体的に図書の例を挙げて説明をさせていただきます。これから教科書としての使用に適しているとされた本を4種類御紹介させていただきますが、机上には各図書1冊しか御用意できていません。申し訳ございませんが、御了解ください。

それでは、1冊目の図書です。これは大杉委員の左前にございます。資料は⑨の一番右側の列を御覧ください。発達段階Aの保健・保健体育6の「ペンギんたいそう」です。この本は、説明資料にもございますが、ペンギン親子の体操を通して、体の伸展や屈曲といった体操の基礎的な動きを描いた本でございます。ペンギンが楽しそうに腕を振ったりジャンプする様子が描かれ、体を動かすことに対する楽しいイメージを持たせやすい内容となっており、審議会では、教科書としての使用に適していると

の御判断を頂きました。

2冊目は遠藤委員と山口委員の間にございます。資料は⑩の右側の欄を御覧ください。音楽24「いっしょに うたって！ーたのしい うたの絵本ー」です。この本は、季節や身近な生き物などを題材にした童謡や文部省唱歌を紹介した本でございます。海や夕焼けなど、曲の情景をイメージしやすい挿し絵によって、児童・生徒が興味関心を持ちやすい内容となっております。

3冊目は宮崎委員と中井教育長の間にございます。資料は⑪の右側の欄、発達段階Bの道徳11「いきてるって どんなこと？」です。この本は、主人公の女の子が身近な動物や植物を観察し、生きている物とそうではない物との違いについて考えるお話です。主人公と一緒に、「生きているとはどういうことか？」について、命の大切さや尊さについて学習できる内容となっております。これについても、審議会において、教科書としての使用に適しているとの御判断を頂きました。

4冊目は秋山委員の右前にございます。資料は⑫の右の列を御覧ください。発達段階Cの技術・職業の「「働く」の教科書 15人の先輩とやりたい仕事を見つけよう！」でございます。この図書は、特別支援学校を卒業した15人の卒業生の就労生活を紹介したものでございます。1日の仕事の内容や、職場での過ごし方が写真とともに紹介されており、生徒の興味関心を引きやすい内容となっております。こちらも審議会において教科書としての使用に適しているとの御判断を頂きました。

教科書としての使用に適していると判断された4種類の図書についての説明をさせていただきますましたが、適していないと判断された図書は8冊ございました。これらの図書については、例えば絵や矢印、文字が不規則に多く描かれており、情報が読み取りにくい部分があるとか、ページごとの構成に統一性が無くて、どの順番に読み進めればよいか分かりにくいなど、様々な支援を必要とする知的障害のある児童・生徒が使用する教科書としては適していないと判断されたものでございます。これらの図書については、今回の資料には掲載しておりません。このように、一般図書を教科書として使用するに当たって適しているかどうかを調査研究し、審議会において御判断頂いたものでございます。

以上、答申についての説明をさせていただきますましたが、今後、東京都教育委員会と

しては、これらの調査研究資料に基づき適正な採択を行い、また、他の採択権者に対しての指導、助言又は援助のための資料として活用していきたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

【教育長】 ただいまの説明について御意見・御質問がございましたらお願ひいたします。

【宮崎委員】 2点質問させていただきます。

「特別支援教育教科書調査研究資料」について、いわゆる9条本ですが、年々技術が進んでいって、例えばCDが付いているとかダウンロードしてパソコンと連携しているとかいろいろな本が出てきていると思います。例えば音楽の本も、今は楽譜と歌詞が書いてありましたが、これはCDは付いていないわけですね。これから、例えばIT関連のことまで含めて教科書という概念に少しずつしていく必要もあると思います。今までは本だったのですが、デジタルデータについても少しずつ検討していく必要があるという感じを受けているのですが、そういう点について、どういうふうに考えているのかということが1点です。

もう1点は、「教科書調査研究資料（小学校）」の道徳について、これは大変詳細な調査で、非常に素晴らしいと表などを見て一目瞭然で分かります。これで特徴的だと思ったのは、善悪とか規則を守る、礼儀、友達という伝統的な価値観はあまりばらつきがないのですが、情報モラルとか現代的な問題についてはかなり大きなばらつきがあるという特徴が、10ページの表からも伝わってきます。そういうことについて、例えば学習上で、よりこういうことに力を注ぐような方針との兼ね合いをこれからどう評価していくのか、何か考えがあるのか。現代的な問題といっても、今これで見ると情報機器の正にリテラシーの問題と、いじめの問題が中心になっているのですが、現代的な問題として何を挙げていくのか。例えばテロや災害などいろいろなことが出てくるとは思いますが、そういうことについて方向性をどういうふうに見ていくのかについて、2点お願ひします。

【指導部管理課長】 1点目のCD等の活用ですが、主たる教材として教科書がメインですので、教科書の附属物としてCDが付いているものについては問題ございません。それについて授業中に活用することはできます。ただ、本体として教科書が存

在していることが前提になります。

【宮崎委員】 その辺を時代の変化とともに少し柔軟に考えた方がいいのではないかと思います。

【指導部管理課長】 現状では補助教材として使えるということですが、文部科学省の見解もあると思いますので、それを踏まえて検討させていただきたいと思えます。

【指導部長】 2点目の道徳の現代的な課題ですが、これは教科書によってそれぞれらつきがあります。どれを重点的に扱うかは、その時その時の状況を踏まえての判断になりますので、ベーシックな部分をきちんと行った上で、その時々のもについて、教科書を使ったり、若しくは補助的なものを使ったりということで、子供たちの課題に合ったものは使っていく必要があると思います。そういった意味では、教科書としてできること、学校で工夫すべきことを整理しなければならないと思います。

【教育長】 他にいかがでしょうか。

よろしゅうございますか。それでは、本件について報告として承りました。

(4) 平成28年度に発生した都内公立学校における体罰の実態把握について

【教育長】 次に、報告事項(4)平成28年度に発生した都内公立学校における体罰の実態把握について、人事部長、説明をお願いします。

【人事部長】 それでは、報告資料(4)「平成28年度に発生した都内公立学校における体罰の実態把握について(概要版)」を御覧ください。

本件は、平成24年度の大阪市立高等学校における体罰事故以降、都内公立学校の体罰の根絶に向け、平成24年度から都内公立学校の教職員及び児童・生徒を対象とした体罰等の実態把握を行い、毎年結果を公表しているもので、今回で5回目となります。

初めに概要版で御説明した後、別とじの詳細資料について御説明をいたします。

概要版の1ページの上段「調査について」であります。体罰の根絶に向けた取組を行うため、都内公立学校における実態を的確に把握することを目的とし、区市町村

立及び都立学校全2,167校の校長、副校長、教職員、児童・生徒全てを対象に調査を行いました。調査内容は、平成28年度に発生した体罰、不適切な指導、暴言等及び行き過ぎた指導又はその疑いのある事案です。調査方法は、教職員については校長による聞き取り調査、児童・生徒については質問紙調査及び聞き取り調査を行いました。

なお、本調査以外で判明し、報告があった平成28年度に発生した体罰等の事案も含めております。

中段の表2「体罰等の態様」の分類にありますように、平成25年度に作成いたしました「体罰関連行為のガイドライン」で示された分類基準に基づき、体罰等を分類しております。体罰は、懲戒のうち、教員が児童・生徒の身体に、直接的・間接的に、肉体的苦痛を与える行為で、たたく、殴る、蹴るなどの行為をいいます。不適切な指導は、児童・生徒の身体に、肉体的負担を与える程度の、軽微な有形力の行使で、おでこをはじく、手をはたく、小突くなどの行為をいいます。行き過ぎた指導は、運動部活動やスポーツ指導等において、児童・生徒の現況に適合していない過剰な指導をいい、暴言等は、教員が児童・生徒に、恐怖感、侮辱感、人権侵害等の精神的苦痛を与える不適切な言動で、罵る、脅かす、威嚇するなどの言動をいいます。

それでは、平成28年度の傾向について御説明いたします。2ページの下段にまとめて記載しておりますが、個別の表と併せて御覧ください。

1ページの中段、表2（1）体罰の合計欄にありますとおり、体罰を行った者は、前年度と比較して28人減少し34人となりました。平成26年度との比較では2分の1に減少し、表中には記載しておりませんが、本実態把握を開始した平成24年度の182人と比較いたしますと、約5分の1に減少しました。

また、（2）不適切な行為、（3）指導の範囲内といった体罰に至らない事案についても、前年度と比較して、いずれも減少しました。

その下、表3の中段、「場面」の合計欄にありますとおり、体罰は授業等の教育活動中における事案が減少しております。

2ページの中段、表5の「体罰の認識」の合計欄にありますとおり、感情的になってしまったものが減少しております。

2ページが一番下「行為者の特性」ですが、1ページの表3「行為者」の教職員の

合計欄にもありますとおり、体罰を行った者のうち教職員は29人となっております。これ以降は表中に記載しておりませんが、そのうち常勤教員が28人、過去に体罰により処分等を受けた者で、再び平成28年度に体罰事故を起こした者は3人で、前年度と比較いたしますと1人減少しました。常勤教職員で体罰を行った28人の平均在職年数は14.9年、年齢構成では20代が4人、30代が9人、40代が6人、50代が7人、60代が2人。うち女性は5人となっております。

続きまして、別とじの詳細資料の4ページを御覧ください。資料の左「(5) 体罰の態様」ですが、合計欄にありますとおり、いずれの態様も前年度と比較して減少しております。

資料の右「(6) 児童・生徒に傷害を負わせた体罰事案」ですが、傷害を負った児童・生徒は、下段の合計欄にありますとおり4人で、前年度と比較して6割減少しております。

5ページを御覧ください。資料の右「(8) 体罰に至る原因」ですが、合計欄にありますとおり、一番上段の「態度が悪い」、その下の「指示に従わない」、下から2段目の「問題行動を止めるため」が、それぞれ前年度と比較して減少しました。一番上段の「態度が悪い」、その下の「指示に従わない」が体罰に至る原因の多くを占めております。

7ページから9ページについてでございますが、体罰が行われた学校数は全体で33校で、前年度の57校と比較して減少しております。内訳は、7ページにありますとおり、(1) 都立学校は4校、8ページにありますとおり、(2) 区市町村立学校は29校、(2) 区市町村立学校の地区別を見ますと、区部では11地区、市町村部では6地区となっております。一番右の列の「悪質性 危険性」で●が付いている学校は8ページの区市町村立学校のみで2校あり、前年度の3校と比較して1校減少しました。この2校の事案の概要は、9ページにありますとおり、番号1の頭部をトイレの壁に打ち付けさせる等の行為により頭部打撲等の傷害を負わせたもの、番号2のバットのグリップの先端部分でみぞおちを突く行為等を行ったものでございます。

体罰の実態把握については以上でございますが、本件調査結果を踏まえ、引き続き区市町村教育委員会と連携し、経験年数に応じた研修や部活動の顧問教諭や外部指導

員を対象とした指導者講習会、サービス事故再発防止研修におけるアンガーマネジメント研修及び指導方法・意識改善プログラムを実施し、教職員等の意識改革を図るとともに、職層に応じた研修の実施により、指導的立場にある教員や管理職の体罰根絶に向けたリーダーシップを育成していきます。

また、映像資料を活用した校内^{しっかい}研修の実施、教職員と管理職の個別面談の実施により個別の教員が抱える状況を踏まえた指導を各校で行っていきます。さらに、学校経営支援センター及び区市町村教育委員会に対し、7月、8月のサービス事故防止月間を体罰防止月間と特化いたしまして研修を実施いたしますとともに、各学校の姿勢を広く示し、教職員の意識改革をより一層図るため、各学校において設定した体罰根絶に向けたスローガンを、各学校のホームページ等により公表するよう周知していきます。

今後とも体罰根絶に向けたこうした取組をより推進していきます。

説明は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明について御意見・御質問がございましたらお願いいたします。

【秋山委員】 詳細な調査をありがとうございました。また、調査に基づいて再発防止に取り組んでいただいて、今御報告の中に教員の関わる問題についても聞き取って指導なさっているというところで、一つお願いがあります。そういう各教員の関わる問題の中に、その先生の成育歴とか生活歴を聞き取っていただいて悩みを聞いていただき、その先生に寄り添って再発防止に向けていただきたいと思います。常識的に行ってはいけない、駄目だというのは全ての人が分かっているわけで、行った事情に何か原因があると思うので、そこをくみ取っていただきたいと思います。

以上です。

【人事部長】 再発防止研修の中では、実際に起こしてしまった体罰事故を踏まえて、その事例をもう1回振り返っていただく。また、前回も報告した事例でありましたが、自分がずっとスポーツをやってくる中で体罰を受けて、それを自分では受容してきたという経験を持っている方がいらっしゃいました。そういう方についても、再発防止研修では、実際に起こした事例を踏まえてしっかり取り組んでいただいております。

ますので、今、委員のおっしゃったことを踏まえて、より一層個々の教員の状況を踏まえて取り組みたいと思います。

【教育長】 他にいかがでしょうか。

よろしゅうございますか。それでは、本件について報告として承りました。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

6月22日(木) 午前10時

教育委員会室

【教育長】 次に、今後の日程について、教育政策課長、お願いします。

【教育政策課長】 次回教育委員会定例会は、6月22日木曜日、午前10時から、ここ教育委員会室にて開催を予定しております。

以上です。

【教育長】 ただいま説明がありましたとおり、今回は6月22日、午前10時ということでございます。よろしく願いいたします

日程以外の発言

【教育長】 その他に何かございますか。

特になければ、非公開の審議に入ります。

(午前10時55分)